

## 子育て応援表彰候補事業者・団体を募集します

子育て支援課(☎6516514)

子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体を子育て応援表彰候補者として募集します。

### 【募集部門】

①職場環境づくり部門

子育てしやすい職場環境づくりに積極的かつ継続的に取り組む事業者

②地域子育て支援部門

子育て家庭への支援や、親子のふれあい活動の実施など、地域の子育て支援活動に貢献している団体

### 【応募方法】

自薦、他薦は問いません。申込書を9月3日(月)～28日(金)に、直接左記まで提出してください。

申込書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

※応募条件等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 問合せ・申込先

〒526-8501 八幡東町632

①職場づくり環境部門

商工振興課(本庁舎2階)

☎6518766

②地域子育て支援部門

子育て支援課(本庁舎1階)

☎6516514

## 「ごみ分別アプリ」をリリースします

問 湖北広域行政事務センター(☎6217143)

ご家庭用のごみ出しルール「こほくるる」のスマートフォンアプリ版を配信します。アプリでは、お住まい地域の収集日、ごみの出し方や注意点、分別辞典など様々な情報を検索、確認することができます。

アプリをダウンロードする際は、スマートフォンのアプリストアで「こほくるる」と検索するか、左記QRコードをご利用ください。8月1日からご利用いただけます。

### 【主な機能】

○収集日カレンダー



▲iPhone用



▲Android用

当日と翌日、週ごと、月ごとの3パターンによるごみ収集日程をひとつの画面ですぐに確認することができます。

○アラート機能

収集予定のごみ種別を前日と当日にアラートでお知らせします。お知らせする時間は自由に設定することができます。

○ごみ分別辞典

品目ごとにごみの分別方法を確認できます。

○ごみの出し方

ごみの種別ごとに、主な品目と出し方を確認することができます。

アプリ版「こほくるる」をぜひ、ご利用ください。

## 申請はお済みですか 在宅しようがい者の社会参加を支援します

問 しようがい福祉課(☎6516518)

在宅で生活するしようがいのある人の社会参加を支援するため、援助金を支給します。

※グループホーム、介護老人保健施設等に入所している人も在宅に含みます。

### 【対象者】

平成30年4月1日現在、75才未満で次のいずれかの手帳を持っている在宅の人

①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳

③精神障害者保健福祉手帳1・2級

【支給額】 年額1万2千円(1人につき)

【受付期限】 8月31日(金)

※平日のみ(8時30分～17時15分)

### 【手続方法】

対象者には6月中旬に案内文書を送付しています。初めて対象となる人は、申請書を提出してください。昨年度受給した人は、氏名、住所、施設への入所状況、振込口座に変更がある場合のみ、変更・喪失届を提出してください。

### 【持ち物】

・申請書または変更・喪失届

※用紙は左記窓口にあります。

・交付を受けている手帳、本人名義の預金通帳、印鑑

### 問合せ・申込先

しようがい福祉課(本庁舎1階)

☎6516518

北部振興局 福祉生活課

☎8215901

## ブロック塀の点検をしましょう

問 開発建築指導課(☎6516543)

### ■ブロック塀の安全確保について

ブロック塀は、自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

建築基準法の規定を満たさないブロック塀は、危険な状態になっている可能性があります。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任です。日頃から点検・診断し、適切な維持管理をしてください。

### ■ブロック塀の点検の重要性

○ブロック塀の倒壊により犠牲者がでています。

○倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げるようになります。

○子どもが登って遊んでいるときに倒壊し、人身事故が起ることも考えられます。

### ■通学路に面してブロック塀を設置している所有者の人へ

通学路に面したブロック塀の安全性を確保することは、児童をはじめとする歩行者の安全性を確保することにつながります。通学路に面してブロック塀を設置している所有者の人は、早急に点検していただきますようお願いいたします。

点検にあたっては、市ホームページに掲載している「ブロック塀のチェックポイント」等を参考にしてください。また、点検時には必要に応じ専門家の意見を聞くなど、安全確保に努めてください。

点検の結果、危険性が確認された場合には、通行人への注意表示を行うとともに、速やかに補修または撤去していただくようお願いいたします。

## 国民年金保険料の追納制度

問 彦根年金事務所国民年金課(☎07491231114)

国民年金保険料の全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間が10年以内であれば、さかのぼって納めることができる「追納制度」により、将来受ける年金額を増額することができます。

ただし、免除等を受けた期間から2年以上後に追納する場合、当時の保険料に加算金が上乘せされることがあります。

追納の申請は、彦根年金事務所または市保険医療課・北部振興局福祉生活課・各支所で受け付けます。

## 国民年金保険料は前納がお得です

問 彦根年金事務所国民年金課(☎07491231114)

10月分から翌年3月分までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納付(6か月前納)すると、保険料が96,930円となり、毎月16,340円を納付されるよりも1,110円お得です。ぜひご利用ください。

申込みは8月末まで、引き落とし日は10月31日(水)です。なお、現在口座振替による毎月納付を利用している人が6か月前納を希望する場合は、あらかじめ口座振替方法の変更手続きが必要です。

【申込先】 口座振替を希望する金融機関またはお近くの年金事務所

【持ち物】 預金通帳、通帳届出印、年金手帳

## 木造住宅無料たいしん診断等の期間を延長します

問 開発建築指導課(☎6516543)

木造住宅無料たいしん診断および木造住宅耐震改修補助事業の申込期間を延長します。

詳しくは広報ながはま5月1日号か、市ホームページをご覧ください。

【申込期限】 9月28日(金) ※先着順

## 人権に関する市民意識調査に協力をお願いします

問 人権施策推進課(☎6516560)

長浜市人権施策推進基本計画の改定に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。皆さんの人権問題に対する考えをお聞かせください。

調査票が届いた人は、ぜひご協力をお願いします。

【対象者】 市内在住の18歳以上の人

【対象者数】 3,000人(無作為抽出)

【調査方法】 8月中旬に、調査票・返信用封筒を郵送します。ご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。(切手不要)

### 問合せ

人権施策推進課(本庁舎2階)

☎6516560